

特定非営利活動法人 まる

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 まる という。英文では、maru と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市南区に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第3条 この法人は、障害のある人が、人や社会と共有できる、時間・空間・仲間の「3つの『間』づくり」をコンセプトとした障害者福祉を基本とし、主に、

- ・ 障害のある人の生活や仕事、ケアをサポートできる日中活動の場や、自分らしい生活を送ることのできる暮らしの場作り、また日常生活を支援すること。
- ・ 現場で培った知識、経験を活かし、新たなコミュニケーション・コミュニティの創造を目指したコンテンツ作りやプログラム開発を行い、社会へ発信していくこと。
- ・ 他者との違いを認め合える豊かな社会創りのため、地域や多分野の人々と情報交換を行い、交流を促進すること。

これらを事業として行うことにより、障害のある人はもとより、この社会で生きる私たち一人ひとりが孤立することなく、自分らしく生きていける豊かな社会作りに貢献、寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託事業
 - ③ 福祉作業所の運営事業
 - ④ 障害者の日常生活の様々な状況に応じた支援事業
 - ⑤ 障害者の表現活動や就労を支援する事業
 - ⑥ 障害に対する理解を広げ、健常者と障害者の人々が交流できる社会づくりに向けた

- コミュニケーション創造事業
- ⑦ 第3条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係わる施設の管理運営受託事業
- (2) その他の事業
- ① 物品販売事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、賛助する個人及び団体

(入会手続及び会費)

第7条 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、正会員の入会については、理事会において諮り、理事会がこの法人の活動や事業の円滑な推進に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 代表理事は、賛助会員の入会については、この法人の活動や事業の円滑な推進に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4 代表理事は第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 会員は理事会において定められた会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款又は規則に違反し、又は公序良俗に反する行為をしたとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第11条 この法人は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において正会員の中から選任し、監事は総会において正会員の中から選任する。

2 代表理事は、理事会で理事の中から互選とする。

3 監事は、この法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ定めた順序で、他の理事がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、監事については任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため又は増員により選任された役員任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者又

は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が、次のいずれかに該当するときは、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

第5章 総 会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があった場合

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに総会の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。
- 3 前条第2項第1号若しくは第2号の規定による請求があった場合は、代表理事は、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなす。

(書面表決等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第1項、第29条第1項第2号、第53条、第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 会費の額
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた場合
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面もしくは電子メール、ファクシミリをもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要と認めたときは、この限りではない。
- 3 前条第2号若しくは第3号の規定による請求があった場合は、代表理事は、その日から2週

間以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(会議の運営方法)

第35条 理事会の運営方法は、この定款に規定するもののほか、別に定める規則による。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数が出席した場合に開会する。

(議決)

第37条 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会において、第33条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面表決等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第1項、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名、(書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

(簡易な事項等に係る議決)

第40条 簡易な事項又は急を要する事項について代表理事が必要と認めた場合には、代表理事が全理事に書面で確認し、理事が書面をもって賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第7章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第47条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経たうえ、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の移転を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(残余財産の帰属先)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁

の認証を受けなければ合併することができない。

第9章 雑 則

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(実施規則)

第58条 この定款の実施に関し必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の年会費は、第7条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
 - (1) 正会員 1口 5,000円 個人1口以上、
 - (2) 賛助会員 1口 3,000円 個人・団体1口以上、
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	樋口	龍二
理事	坂口	光一
理事	佐々木	喜美代
理事	草野	崇
理事	知足	文隆
理事	吉田	修一
監事	一刈	吉房
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市南区野間3丁目19番26号に置く。
- 8 任意団体「工房まる運営委員会」の会員、事業、財産は、この法人が継承するものとする。